

添付文書 1 :

「専利審査指南修正草案（第2回意見募集稿）」改正箇所対照表

「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)	「専利審査指南修正草案（第2回意見募集稿）」（訂正履歴表記あり）	「専利審査指南修正草案（第2回意見募集稿）」（訂正履歴表記なし）
<p>第五部第一章</p> <p>2. 専利出願の形式</p> <p>専利出願手続は書面形式（紙書類形式）又は電子ファイル形式で提出しなければならない。</p> <p>2.1 書面形式</p>	<p>第五部第一章</p> <p>2. 専利出願手続の形式</p> <p>専利出願手続は<u>所定の電子、書類等の書面形式で書面形式（紙書類形式）又は電子ファイル形式で提出しなければならない。</u></p> <p><u>口頭、電話、実物、FAX、電子メールなどの形式で提出された場合は未提出とみなし、法的効力が生じない。ただし、別途の定めがある場合はこの限りではない。</u></p> <p>2.1 電子形式</p> <p><u>出願人が電子ファイル形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において専利電子出願システムを通じて電子ファイル形式で関連書類を提出しなければならない。ただし、別途の定めがある場合はこの限りではな</u></p>	<p>第五部第一章</p> <p>2. 専利出願手続の形式</p> <p>専利出願手続は所定の電子、書類等の書面形式で提出しなければならない。</p> <p>口頭、電話、実物、FAX、電子メールなどの形式で提出された場合は未提出とみなし、法的効力が生じない。ただし、別途の定めがある場合はこの限りではない。</p> <p>2.1 電子形式</p> <p>出願人が電子ファイル形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において専利電子出願システムを通じて電子ファイル形式で関連書類を提出しなければならない。ただし、別途の定めがある場合はこの限りではない。規定に適合しない場合は、当該ファイルは</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>出願人が書面形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において紙書類の形式で関連書類を提出しなければならない。別途の定めがない限り、出願人が電子ファイル形式で提出した関連書類は提出していないものと見なす。</p> <p>口頭や電話、実物等書面以外の形式で各種手続を行う場合、或いは電報、テレックス、ファックス、電子メール等通信手段により各種手続を行う場合は、すべて提出していないものとみなし、法的効力を生じないものである。</p> <p>2.2 電子ファイル形式</p> <p>出願人が電子ファイル形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において電子専利出願システムを介して電子ファイル形式で関連書類を提出しなければならないが、別途の定めがある場合は除く。規定に合致しない場合に、当該書類は提出していないものと見なす。</p>	<p><u>い。規定に適用しない場合は、当該ファイルは提出していないものと見なす。</u></p> <p>2.1-2.2 書面形式</p> <p>出願人が書面形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において紙書類の形式で関連書類を提出しなければならない。別途の定めがない限り、出願人が電子ファイル形式で提出した関連書類は提出していないものと見なす。</p> <p>口頭や電話、実物等書面以外の形式で各種手続を行う場合、或いは電報、テレックス、ファックス、電子メール等通信手段により各種手続を行う場合は、すべて提出していないものとみなし、法的効力を生じないものである。</p> <p>2.2 電子ファイル形式</p> <p>出願人が電子ファイル形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において電子専利出願システムを介して電子ファイル形式で関連書類を提出しなければならないが、別途の定めがある場合は除く。規定に合致しない場合に、当該書類は提出していないものと見なす。</p>	<p>提出していないものと見なす。</p> <p>2.2 書面形式</p> <p>出願人が書面形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において紙書類の形式で関連書類を提出しなければならない。別途の定めがない限り、出願人が電子ファイル形式で提出した関連書類は提出していないものと見なす。</p> <p>2.3 書類出願と電子出願の切り替え</p> <p>出願人又は専利代理機構は、国の安全又は重大な利益に関係して秘密保持が必要な専利申請を除き、書類出願の電子出願への切り替えを請求することができる。</p> <p>請求を提出する出願人又は専利代理機構は電子出願ユーザであり、かつ電子出願システムを通じて請求を提出しなければならない。その他の方式を用いて請求を提出した場合は、当該請求は提出していないものと見なす。</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	<p>2.3 書類出願と電子出願の切り替え</p> <p><u>出願人又は専利代理機構は、国の安全又は重大な利益に関係して秘密保持が必要な専利申請を除き、書類出願の電子出願への切り替えを請求することができる。</u></p> <p><u>請求を提出する出願人又は専利代理機構は電子出願ユーザであり、かつ電子出願システムを通じて請求を提出しなければならない。その他の方式を用いて請求を提出した場合は、当該請求は提出していないものと見なす。</u></p>	
<p>第五部第一章</p> <p>6. 証明書類</p> <p>専利出願審査許可手続においてよく使用される証明書類には、非職務発明証明、国籍証明、常時居住地証明、登録地又は常時営業所所在地証明、出願人資格証明、優先権証明（先の出願書類の副本）、優先権譲渡証明、生物材料サンプル寄託証明、出願人（又は専利権者）名称変更或いは権利移転証明、書類配送日証明等が挙げられる。</p> <p>各種書類は、関連の管轄部門が発行しているか、若しくは当事者が署名・押印しなければならない。</p>	<p>第五部第一章</p> <p>6. 証明書類</p> <p>専利出願審査許可手続においてよく使用される証明書類には、非職務発明証明、国籍証明、常時居住地証明、登録地又は常時営業所所在地証明、出願人資格証明、優先権証明（先の出願書類の副本）、優先権譲渡証明、生物材料サンプル寄託証明、出願人（又は専利権者）名称変更或いは権利移転証明、書類配送日証明等が挙げられる。</p> <p>各種書類は、関連の管轄部門が発行しているか、若しくは当事者が署名・押印しなければならない。</p>	<p>第五部第一章</p> <p>6. 証明書類</p> <p>専利出願審査許可手続においてよく使用される証明書類には、国籍証明、登録地証明、優先権証明（先の出願書類の副本）、優先権譲渡証明、生物材料サンプル寄託証明、出願人（又は専利権者）名称変更或いは権利移転証明、書類配送日証明等が挙げられる。</p> <p>各種書類は、関連の管轄部門が発行しているか、若しくは当事者が署名・押印しなければならない。コピーである証明書類は、公証を受けるか、或いは管轄部門で捺印してそれを確認し</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>らない。コピーである証明書類は、公証を受けるか、或いは管轄部門で捺印してそれを確認しなければならない（原本は専利局に届け出て、確認を受けたものを除く）。</p>	<p>らない。コピーである証明書類は、公証を受けるか、或いは管轄部門で捺印してそれを確認しなければならない（<u>原本は専利局に届け出て、確認を受けたものを除く</u>）。<u>出願人は専利電子出願の関連手続を行う際は、専利法及びその実施細則及び本指南に規定される原本形式で提出すべき関連証明書類について、原本の電子スキャン文書を提出することもできる。専利局が必要と認める場合は、出願人に指定期限内に原本を提出するよう求めることもできる。</u></p> <p><u>出願人は、証明文書の原本を専利局に届け出て保管することができる。関連手続の際は、証明文書の届出番号を明記しなければならない。</u></p>	<p>なければならない。出願人は専利電子出願の関連手続を行う際は、専利法及びその実施細則及び本指南に規定される原本形式で提出すべき関連証明書類について、原本の電子スキャン文書を提出することもできる。専利局が必要と認める場合は、出願人に指定期限内に原本を提出するよう求めることもできる。</p> <p>出願人は、証明文書の原本を専利局に届け出て保管することができる。関連手続の際は、証明文書の届出番号を明記しなければならない。</p>
<p>第五部第二章 1. 費用の納付期限</p> <p>(6) 専利登録費、専利権付与年の年金及び公告印刷費の納付期限は、出願人が専利局による専利権付与通知書と登記手続実行通知書を受け取った日から起算する2ヶ月以内である。</p>	<p>第五部第二章 1. 費用の納付期限</p> <p>(6) 専利登録費、専利権付与年の年金及び公告印刷費の納付期限は、出願人が専利局による専利権付与通知書と登記手続実行通知書を受け取った日から起算する2ヶ月以内である。</p>	<p>第五部第二章 1. 費用の納付期限</p> <p>(6) 専利権付与年の年金の納付期限は、出願人が専利局による専利権付与通知書と登記手続実行通知書を受け取った日から起算する2ヶ月以内である。</p>
<p>第五部第二章</p>	<p>第五部第二章</p>	<p>第五部第二章</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>3. 費用の軽減・延長</p> <p>出願人（又は専利権者）は確かに専利費の納付が困難である場合には、専利費用の軽減・延長方法に基づき、専利局に費用の軽減・延長請求を提出することができる。</p> <p>3.1 軽減・延長可能な費用の種類</p> <p>(1) 出願費（公開印刷費、出願付加費を含まない）</p> <p>(2) 発明専利出願の実体審査費</p> <p>(3) 復審費</p> <p>(4) 年金（専利権付与年から3年間の年金）</p> <p>3.2 費用の軽減・延長の手続</p> <p>専利出願の提出時及び審査許可手続において、出願人（又は専利権者）は納付すべきもので期限が満了していない費用の軽減・延長を請求することができる。</p> <p>費用の軽減・延長請求を提出する場合、費用軽減・延長請求書を提出するものとし、必要な際に、証明書類を添付しなければならない。費用軽減・延長請求書は、出願人（又は専利権者）全員が署名又は押印をしなければならない。出願人（又は専利権者）が専利代理機構に</p>	<p>3. 費用の軽減・延長減免</p> <p>出願人（又は専利権者）は確かに専利費の納付が困難である場合には、専利費用の軽減・延長減免方法に基づき、専利局に費用の軽減・延長減免請求を提出することができる。</p> <p>3.1 軽減・延長減免可能な費用の種類</p> <p>(1) 出願費（公開印刷費、出願付加費を含まない）</p> <p>(2) 発明専利出願の実体審査費</p> <p>(3) 復審費</p> <p>(4) 年金（専利権付与年から 3010年間の年金）</p> <p>3.2 費用の軽減・延長減免の手続</p> <p>専利出願の提出時及び審査許可手続において、出願人（又は専利権者）は納付すべきもので期限が満了していない費用の軽減・延長減免のみを請求することができる。</p> <p>費用の軽減・延長請求を提出する場合、費用軽減・延長請求書を提出するものとし、必要な際に、証明書類を添付しなければならない。費用軽減・延長請求書は、出願人（又は専利権者）全員が署名又は押印をしなければならない。出</p>	<p>3. 費用の減免</p> <p>出願人（又は専利権者）は確かに専利費の納付が困難である場合には、専利費用の減免方法に基づき、専利局に費用の減免請求を提出することができる。</p> <p>3.1 減免可能な費用の種類</p> <p>(1) 出願費（公開印刷費、出願付加費を含まない）</p> <p>(2) 発明専利出願の実体審査費</p> <p>(3) 復審費</p> <p>(4) 年金（専利権付与年から 10年間の年金）</p> <p>3.2 費用の減免の手続</p> <p>専利出願の提出時及び審査許可手続において、出願人（又は専利権者）は納付すべきもので期限が満了していない費用の減免のみを請求することができる。</p> <p>専利費用の減免を提出する場合は、費用減免請求書を提出するものとし、かつ請求書の提出前にあらかじめ専利費用減免の届出手続をしなければならない。専利費用減免の請求手続は出願人（若しくは専利権者）又はその代理者が手続を行わなければならない。専利代理機構に委</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>費用の軽減・延長手続を委任しており、かつ宣言を提出した場合、専利代理機構が押印してもよい。専利代理機構に費用の軽減・延長手続を委任する旨の宣言は専利代理委任状の中に注記しても、個別に提出してもよいとする。</p> <p>費用の軽減・延長請求が規定に合致している場合、審査官はこれを承認し、費用軽減・延長審査許可通知書を発行すると同時に、費用の軽減・延長の割合と種別を注記しなければならない。費用の軽減・延長請求が規定に合致していない場合、審査官は費用軽減・延長審査許可通知書を発行し、軽減・延長にならない理由を説明しなければならない。</p>	<p>願人（又は専利権者）が専利代理機構に費用の軽減・延長手続を委任しており、かつ宣言を提出した場合、専利代理機構が押印してもよい。専利代理機構に費用の軽減・延長手続を委任する旨の宣言は専利代理委任状の中に注記しても、個別に提出してもよいとする。</p> <p><u>専利費用の減免を提出する場合は、費用減免請求書を提出するものとし、かつ請求書の提出前にあらかじめ専利費用減免の届出手続をしなければならない。専利費用減免の請求手続は出願人（若しくは専利権者）又はその代理者が手続を行わなければならない。専利代理機構に委任している場合は、専利代理機構が手続を行わなければならない。</u></p> <p>費用の<u>軽減・延長減免</u>請求が規定に合致している場合、審査官はこれを承認し、費用<u>軽減・延長減免</u>審査許可通知書を発行すると同時に、費用の<u>軽減・延長減免</u>の割合と種別を注記しなければならない。費用の<u>軽減・延長減免</u>請求が規定に合致していない場合、審査官は費用<u>軽減・延長減免</u>審査許可通知書を発行し、<u>軽減・延長減免</u>にならない理由を説明しなければならな</p>	<p>任している場合は、専利代理機構が手続を行わなければならない。</p> <p>費用の減免請求が規定に合致している場合、審査官は費用減免審査許可通知書を発行すると同時に、費用の減免の割合と種別を注記しなければならない。費用の減免請求が規定に合致していない場合、審査官は費用減免審査許可通知書を発行し、減免にならない理由を説明しなければならない。</p> <p>専利に係わる費用の減免方法は別途公開する。</p>
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>専利に係わる費用の軽減・延長方法は別途公開する。</p>	<p>い。 専利に係わる費用の軽減・<u>延長減免</u>方法は別途公開する。</p>	
<p>第五部第二章 4.2.1 返還の原則 専利に係わる費用について超過納付、重複納付、間違った納付となった場合、当事者は納付日から起算する3年以内に返還請求を提出してよいとする。規定に合致している場合、専利局は返還しなければならない。</p> <p>4.2.1.1 当事者が返還を請求できる場合 (1) 超過納付した場合。例えば、当事者が年金600円を納付すべきであるが、所定の期限内に実際に650円を納付した場合、超過納付となった50円について返還請求を提出してよいとする。</p>	<p>第五部第二章 4.2.1 返還の原則 専利に係わる費用について超過納付、重複納付、間違った納付となった場合、当事者は納付日から起算する3年以内に返還請求を提出してよいとする。規定に合致している場合、専利局は返還しなければならない。 <u>国務院の価格主管部門、財政部門及び国務院の専利行政部門の発表する公告及び通知の関連規定に合致する場合は、当事者は返還請求を提出することができる。</u> <u>規定に合致する場合は、専利局は返還しなければならない。</u></p> <p>4.2.1.1 当事者が返還を請求できる場合 (1) 超過納付した場合。例えば、当事者が年金600円を納付すべきであるが、所定の期限内に実際に650円を納付した場合、超過納付となった50円について返還請求を提出してよいとする。</p>	<p>第五部第二章 4.2.1 返還の原則 専利に係わる費用について超過納付、重複納付、間違った納付となった場合、当事者は納付日から起算する3年以内に返還請求を提出してよいとする。 国務院の価格主管部門、財政部門及び国務院の専利行政部門の発表する公告及び通知の関連規定に合致する場合は、当事者は返還請求を提出することができる。 規定に合致する場合は、専利局は返還しなければならない。</p> <p>4.2.1.1 当事者が返還を請求できる場合 (1) 超過納付した場合。例えば、当事者が年金600円を納付すべきであるが、所定の期限内に実際に650円を納付した場合、超過納付となった50円について返還請求を提出してよいとする。 (2) 重複納付した場合。例えば、記載事項</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>(2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を1回提出すると、記載事項変更手数料200元を納付すべきであるが、当事者は200元を納付した後に、また200元を納付した場合、2回目に納付した200元について返還請求を提出してよいとする。</p> <p>(3) 間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号（又は専利番号）を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失になったか、或いは権利喪失後に専利に係わる費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出してよいとする。</p> <p>4.2.1.3 費用を返還しない場合</p> <p>(3) 費用の軽減・延長請求が承認される前に、規定に基づいて納付した各種費用について当事者が返還を請求する場合。</p>	<p>(2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を1回提出すると、記載事項変更手数料200元を納付すべきであるが、当事者は200元を納付した後に、また200元を納付した場合、2回目に納付した200元について返還請求を提出してよいとする。</p> <p>(3) 間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号（又は専利番号）を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失になったか、或いは権利喪失後に専利に係わる費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出してよいとする。</p> <p><u>(4) 当事者が実質的な審査段階に移行した発明専利出願について、第1回審査意見通知書の回答期限満了前に自発的に撤回を申請した場合は、発明専利出願の実質的審査費の50%の返還を請求することができる。ただし、回答意見をすでに提出した場合は除く。</u></p> <p>4.2.1.3 費用を返還しない場合</p> <p>(3) 費用の軽減・延長減免請求が承認される前に、規定に基づいて納付した各種費用について</p>	<p>変更請求を1回提出すると、記載事項変更手数料200元を納付すべきであるが、当事者は200元を納付した後に、また200元を納付した場合、2回目に納付した200元について返還請求を提出してよいとする。</p> <p>(3) 間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号（又は専利番号）を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失になったか、或いは権利喪失後に専利に係わる費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出してよいとする。</p> <p>(4) 当事者が実質的な審査段階に移行した発明専利出願について、第1回審査意見通知書の回答期限満了前に自発的に撤回を申請した場合は、発明専利出願の実質的審査費の50%の返還を請求することができる。ただし、回答意見をすでに提出した場合は除く。</p> <p>4.2.1.3 費用を返還しない場合</p> <p>(3) 費用の減免請求が承認される前に、規定に基づいて納付した各種費用について当事者が返還を請求する場合。</p>
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	て当事者が返還を請求する場合。	
第五部第二章 4.2.4 特殊情況の処理	第五部第二章 4.2.4 特殊情況の処理 4.2.4.3 通知書に専利費用の情報について 間違いのある場合 <u>通知書に専利費用の情報について間違いのある場合は、専利局は訂正しなければならない。当事者は、専利局の訂正後の費用情報に従い、費用に関する事務手続を行わなければならない。</u>	第五部第二章 4.2.4 特殊情況の処理 4.2.4.3 通知書に専利費用の情報について 間違いのある場合 通知書に専利費用の情報について間違いのある場合は、専利局は訂正しなければならない。当事者は、専利局の訂正後の費用情報に従い、費用に関する事務手続を行わなければならない。
第五部第三章 2. 専利出願の受理と不受理 2.2 不受理となる場合 (6) 中国大陸地区には常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他組織が先頭署名者出願人として、専利代理機構に委任していない場合。 (7) 中国大陸地区には常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の個人や企業或いはその他組織が先頭署名者出願人として、	第五部第三章 2. 専利出願の受理と不受理 2.2 不受理となる場合 (6) 中国大陸地区には常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他組織が先頭署名者出願人として <u>単独で専利を出願し、又は代表者として専利を出願し、専利代理機構に委任していない場合。</u> (7) 中国大陸地区には常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の個人や企業	第五部第三章 2. 専利出願の受理と不受理 2.2 不受理となる場合 (6) 中国大陸地区には常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他組織が単独で専利を出願し、又は代表者として専利を出願し、専利代理機構に委任していない場合。 (7) 中国大陸地区には常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の個人や企業

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>専利代理機構に委任していない場合。 ……</p>	<p>或いはその他組織が先頭署名者出願人として<u>単独で専利を出願し、又は代表者として専利を出願し、専利代理機構に委任していない場合。</u> ……</p>	<p>或いはその他組織が単独で専利を出願し、又は代表者として専利を出願し、専利代理機構に委任していない場合。 ……</p>
<p>第五部第三章 2.3.1 受理手続 専利の出願で受理条件に適合している場合、受理手続は下記のとおりになる。 (1) 受取日の確定：書類を受け取った日付に基づき、書類上に受理部門の受取日を注記することにより、受理部門が当該出願書類を受け取った日付を記載する。 (2) 書類数の確認：すべての書類の数をチェックし、願書に記載してある出願書類及びその他書類の名称と数を照合して、確認した結果を記録する。ヌクレオチド又はアミノ酸の配列に係わる発明専利出願についてはさらに、対応した配列表を含めたディスクやフロッピーなど、コンピュータ読み取り可能な方式により副本が提出されたか否かを確認しなければならない。 (3) 出願日の確定：専利局受理処又は代行処の窓口まで直接に提出される専利出願は、受け</p>	<p>第五部第三章 2.3.1 受理手続 専利の出願で受理条件に適合している場合、受理手続は下記のとおりになる。 (1) 受取日の確定：書類を受け取った日付に基づき、<u>書類上に受理部門の受取日を注記することにより、受理部門が当該出願書類を受け取った日付を記載する。受理部門が出願書類を受け取った日付を記載する。</u> (2) 書類数の確認：すべての書類の数をチェックし、願書に記載してある出願書類及びその他書類の名称と数を照合して、確認した結果を記録する。ヌクレオチド又はアミノ酸の配列に係わる<u>書面の</u>発明専利出願についてはさらに、対応した配列表を含めたディスクやフロッピーなど、コンピュータ読み取り可能な方式により副本が提出されたか否かを確認しなければならない。<u>郵便により提出された専利出願について</u></p>	<p>第五部第三章 2.3.1 受理手続 専利の出願で受理条件に適合している場合、受理手続は下記のとおりになる。 (1) 受取日の確定：受理部門が出願書類を受け取った日付を記載する。 (2) 書類の確認：すべての書類の数をチェックし、願書に記載してある出願書類及びその他書類の名称と数を照合して、確認した結果を記録する。ヌクレオチド又はアミノ酸の配列に係わる書面の発明専利出願についてはさらに、対応した配列表を含めたディスクやフロッピーなど、コンピュータ読み取り可能な方式により副本が提出されたか否かを確認しなければならない。郵便により提出された専利出願については、書類の郵便物番号を記載し、かつ郵便封筒を保管する。 (3) 出願日の確定：電子出願については、専</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>取った日を出願日とする。郵便局を介して専利局受理処又は代行処まで郵送される専利出願は、封筒上の発送消印日を出願日とする。発送消印日が不明瞭で読み取れない場合、専利局受理処又は代行処側の受取日を出願日とし、封筒をファイルに保管する。宅配業者を介して専利局受理処又は代行処まで配達される専利出願は、受取日を出願日とする。専利局の受理以外部門又は個人あてに郵送若しくは交付される専利出願について、その郵送日や交付日は出願日を確定するための効力を有しないが、もし当該専利出願が専利局受理処又は代行処まで転送されたなら、受理処又は代行処が実際に受け取った日を出願日とする。分割出願は元出願の出願日を出願日とし、かつ願書において分割出願の提出日を記載する。</p> <p>(4) 出願番号の付与：専利出願の類別及び専利出願の時間順に沿って、相応した専利出願番号を付与する。番号バーは願書と包袋フォルダーに貼り付ける。</p> <p>(5) 郵便物書留番号の記録：郵便局を介して書留で郵送される専利出願は、願書において当</p>	<p>は、<u>書類の郵便物番号を記載し、かつ郵便封筒を保管する。</u></p> <p>(3) 出願日の確定：<u>電子出願については、専利局の専利電子出願システムが専利出願書類を受け取った日を出願日とする。</u>専利局受理処又は代行処の窓口まで直接に提出される専利出願は、受け取った日を出願日とする。郵便局を介して専利局受理処又は代行処まで郵送される専利出願は、封筒上の発送消印日を出願日とする。発送消印日が不明瞭で読み取れない場合、専利局受理処又は代行処側の受取日を出願日とし、封筒をファイルに保管する。宅配業者を介して専利局受理処又は代行処まで配達される専利出願は、受取日を出願日とする。専利局の受理以外部門又は個人あてに郵送若しくは交付される専利出願について、その郵送日や交付日は出願日を確定するための効力を有しないが、もし当該専利出願が専利局受理処又は代行処まで転送されたなら、受理処又は代行処が実際に受け取った日を出願日とする。分割出願は元出願の出願日を出願日とし、かつ願書において分割出願の提出日を記載する。</p>	<p>利局の専利電子出願システムが専利出願書類を受け取った日を出願日とする。専利局受理処又は代行処の窓口まで直接に提出される専利出願は、受け取った日を出願日とする。郵便局を介して専利局受理処又は代行処まで郵送される専利出願は、封筒上の発送消印日を出願日とする。発送消印日が不明瞭で読み取れない場合、専利局受理処又は代行処側の受取日を出願日とし、封筒をファイルに保管する。宅配業者を介して専利局受理処又は代行処まで配達される専利出願は、受取日を出願日とする。専利局の受理以外部門又は個人あてに郵送若しくは交付される専利出願について、受理処又は代行処が実際に受け取った日を出願日とする。</p> <p>(4) 出願番号の付与：専利出願の類別及び専利出願の時間順に沿って、相応した専利出願番号を付与する。</p> <p>(5) 通知書の発行：専利出願受理通知書、出願費用納付通知書又は費用減免審査承認通知書を発行する。</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>該書類の書留番号を記録する。</p> <p>(6) 費用軽減・延長請求書の審査：専利費用の軽減・延長方法に基づき、専利の出願とともに提出されている費用軽減・延長請求書を審査し、費用軽減・延長審査許可決定を行い、かつ願書において相応した表記を注記する。</p> <p>(7) データの採取と確認：願書の内容に準拠した上で、データを採取、確認し、データ校正書を印刷して、入力ミスのあるデータを訂正する。</p> <p>(8) 通知書の発行：専利出願受理通知書、出願費納付通知書又は費用軽減・延長審査許可書を作成して、出願人に送付する。専利出願受理通知書には少なくとも出願番号、出願日、出願人の氏名又は名称及び書類の確認状況が明記され、専利局受理処又は代行処の印章が押してあり、審査官の署名と送付日が含まれていなければならない。</p> <p>出願費納付通知書には、出願人が納付すべき出願費、出願付加費及び出願時に納付すべきその他の費用と納付期限を明記しなければならない。同時に、費用納付にあたっての注意事項を</p>	<p>(4) 出願番号の付与：専利出願の類別及び専利出願の時間順に沿って、相応した専利出願番号を付与する。番号バーは願書と包袋フォルダに貼り付ける。</p> <p>(5) 郵便物書留番号の記録：郵便局を介して書留で郵送される専利出願は、願書において当該書類の書留番号を記録する。通知書の発行：<u>専利出願受理通知書、出願費用納付通知書又は費用減免審査承認通知書を発行する。</u></p> <p>—(6) 費用軽減・延長請求書の審査：専利費用の軽減・延長方法に基づき、専利の出願とともに提出されている費用軽減・延長請求書を審査し、費用軽減・延長審査許可決定を行い、かつ願書において相応した表記を注記する。—</p> <p>—(7) データの採取と確認：願書の内容に準拠した上で、データを採取、確認し、データ校正書を印刷して、入力ミスのあるデータを訂正する。—</p> <p>—(8) 通知書の発行：専利出願受理通知書、出願費納付通知書又は費用軽減・延長審査許可書を作成して、出願人に送付する。専利出願受理通知書には少なくとも出願番号、出願日、出願</p>	
---	---	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>明記しなければならない。費用軽減・延長審査許可書には、費用軽減・延長の割合、納付すべき金額と納付期限及び関連のある納付にあつての注意事項を含めていなければならない。</p> <p>(9) 文書のスキャニング：受理条件に合致している專利出願の書類はスキャンして、データベースに保存しなければならない。電子スキャニング対象内容は、出願時に提出した出願書類とその他書類を含む。また、專利局から発行する各種通知書（例えば、專利出願受理通知書、出願費納付通知書又は費用軽減・延長審査許可書）の電子データもデータベースに保存しなければならない。</p>	<p>人の氏名又は名称及び書類の確認状況が明記され、專利局受理処又は代行処の印章が押してあり、審査官の署名と送付日が含まれていなければならない。</p> <p>出願費納付通知書には、出願人が納付すべき出願費、出願付加費及び出願時に納付すべきその他の費用と納付期限を明記しなければならない。同時に、費用納付にあつての注意事項を明記しなければならない。費用軽減・延長審査許可書には、費用軽減・延長の割合、納付すべき金額と納付期限及び関連のある納付にあつての注意事項を含めていなければならない。</p> <p>-(9) 文書のスキャニング：受理条件に合致している專利出願の書類はスキャンして、データベースに保存しなければならない。電子スキャニング対象内容は、出願時に提出した出願書類とその他書類を含む。また、專利局から発行する各種通知書（例えば、專利出願受理通知書、出願費納付通知書又は費用軽減・延長審査許可書）の電子データもデータベースに保存しなければならない。</p>	
<p>第五部第三章</p>	<p>第五部第三章</p>	<p>第五部第三章</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>2.3.2 分割出願の受理手続</p> <p>2.3.2.2 国内段階に移行された国際出願における分割出願の受理手続</p> <p>国際出願が国内段階に移行された後に提出された分割出願について、審査官は通常の専利出願の受理条件に基づいて分割出願に対する受理審査を行う以外、分割出願の願書において元出願の出願日及び元出願の出願番号が記入されているかを確認しなければならない。当該元出願の出願日はその国際出願日であり、元出願の出願番号は国内段階に移行された際に専利局が付与した出願番号であり、かつその後ろの括弧の中に元出願の国際出願番号を注記していなければならない。</p>	<p>2.3.2 分割出願の受理手続</p> <p>2.3.2.2 国内段階に移行された国際出願における分割出願の受理手続</p> <p>国際出願が国内段階に移行された後に提出された分割出願について、審査官は通常の専利出願の受理条件に基づいて分割出願に対する受理審査を行う以外、分割出願の願書において元出願の出願日及び元出願の出願番号が記入されているかを確認しなければならない。当該元出願の出願日はその国際出願日であり、元出願の出願番号は国内段階に移行された際に専利局が付与した出願番号であり、かつその後ろの括弧の中に元出願の国際出願番号を注記していなければならない。</p>	<p>2.3.2 分割出願の受理手続</p> <p>2.3.2.2 国内段階に移行された国際出願における分割出願の受理手続</p> <p>国際出願が国内段階に移行された後に提出された分割出願について、審査官は通常の専利出願の受理条件に基づいて分割出願に対する受理審査を行う以外、分割出願の願書において元出願の出願日及び元出願の出願番号が記入されているかを確認しなければならない。当該元出願の出願日はその国際出願日であり、元出願の出願番号は国内段階に移行された際に専利局が付与した出願番号であり。</p>
<p>第五部第三章</p> <p>2.3.3 不受理手続</p> <p>専利の出願で受理条件に適合していない場合、不受理手続は下記のとおりになる。</p> <p>(1) 受取日の確定：書類を受け取った日付に基づき、書類上に受理部門の受取日を注記することにより、受理部門が当該出願書類を受け取った日付を記載する。</p>	<p>第五部第三章</p> <p>2.3.3 不受理手続</p> <p>専利の出願で受理条件に適合していない場合、不受理手続は下記のとおりになる。</p> <p>(1) 受取日の確定：書類を受け取った日付に基づき、書類上に受理部門の受取日を注記することにより、受理部門が当該出願書類を受け取った日付を記載記録する。</p>	<p>第五部第三章</p> <p>2.3.3 不受理手続</p> <p>専利の出願で受理条件に適合していない場合、不受理手続は下記のとおりになる。</p> <p>(1) 受取日の確定：受理部門が出願書類を受け取った日付を記録する。</p> <p>(2) 不受理ファイルの番号、不受理原因などの情報を記録し、かつ書類不受理通知書を発行</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>(2) データの採取及び書類不受理通知書の発行：データを採取し、書類不受理通知書を作成して、当事者に送付する。書類不受理通知書には少なくとも、当事者の氏名又は名称、詳細な住所、不受理の理由及び不受理となった書類の番号を記載するものとし、専利局受理処又は代行処の印章が押してあり、審査官の署名と送付日が含まれていなければならない。</p> <p>……</p>	<p><u>(2) 不受理ファイルの番号、不受理原因などの情報を記録し、かつ書類不受理通知書を発行する。</u></p> <p>(2) データの採取及び書類不受理通知書の発行：データを採取し、書類不受理通知書を作成して、当事者に送付する。書類不受理通知書には少なくとも、当事者の氏名又は名称、詳細な住所、不受理の理由及び不受理となった書類の番号を記載するものとし、専利局受理処又は代行処の印章が押してあり、審査官の署名と送付日が含まれていなければならない。</p> <p>……</p>	<p>する。</p> <p>……</p>
<p>第五部第三章</p> <p>3.2 その他の書類の受理手続</p> <p>その他の書類で受理条件に適合している場合、受理手続は下記のとおりになる。</p> <p>(1) 受取日の確定：書類を受け取った日付に基づき、書類上に受理部門の受取日を注記することにより、受理部門が当該出願書類を受け取った日付を記載する。</p> <p>(2) 書類数の確認：すべての書類の数をチェ</p>	<p>第五部第三章</p> <p>3.2 その他の書類の受理手続</p> <p>その他の書類で受理条件に適合している場合、受理手続は下記のとおりになる。</p> <p>(1) 受取日の確定：<u>書類を受け取った日付に基づき、書類上に受理部門の受取日を注記することにより、受理部門が当該出願書類を受け取った日付を記録する。</u></p> <p>(2) 書類数の確認：すべての書類の数をチェ</p>	<p>第五部第三章</p> <p>3.2 その他の書類の受理手続</p> <p>その他の書類で受理条件に適合している場合、受理手続は下記のとおりになる。</p> <p>(1) 受取日の確定：受理部門が書類を受け取った日付を記録する。</p> <p>(2) 書類の確認：すべての書類の数をチェックし、かつ文書の照合状況を記録する。提出書類における出願番号が間違った番号である場合、もしその他の情報に準拠すると、その正確</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>ックする。当事者がリストに注記してある書類の名称と数を照合して、確認した結果をリストに記録する。出願人がリストを提供していない場合、主書類に注記してある添付資料を照合して、確認した結果を主書類に記録する。提出書類における出願番号が間違っただけである場合、もし受理処がその他の情報に準拠すると、その正確な出願番号を判定することができるなら、職権に基づいてこれを確定してよい。判定することができないなら、受理しないものとする。</p> <p>(3) 提出日の確定：その他の書類の提出日の確定は、本章第2.3.1節第(3)項の規定を参照する。書類の提出日は主書類に記録しなければならない。</p> <p>(4) 書類受取受領書の交付：受理窓口に書類を提出すると同時に、当事者が書類リスト1式2部を添付している場合、リストの副本には受理部門の受取日を注記するものとし、書類の確認状況を注記した後、これを受領書として当事者に送付する。リストの正本は審査官の氏名印</p>	<p>ックし、かつ文書の照合状況を記録する。当事者がリストに注記してある書類の名称と数を照合して、確認した結果をリストに記録する。出願人がリストを提供していない場合、主書類に注記してある添付資料を照合して、確認した結果を主書類に記録する。提出書類における出願番号が間違っただけである場合、もし受理処がその他の情報に準拠すると、その正確な出願番号を判定することができるなら、職権に基づいてこれを確定してよい。判定することができないなら、受理しないものとする。</p> <p>(3) 提出日の確定：その他の書類の提出日の確定は、本章第2.3.1節第(3)項の規定を参照する。書類の提出日は主書類に記録しなければならない。</p> <p>(4) 書類受取受領書の交付：受理窓口に書類を提出すると同時に、当事者が書類リスト1式2部を添付している場合、リストの副本には受理部門の受取日を注記するものとし、書類の確認状況を注記した後、これを受領書として当事者に送付する。リストの正本は審査官の氏名印と送付日付を押し、包袋に保管しなければなら</p>	<p>な出願番号を判定することができるなら、職権に基づいてこれを確定してよい。判定することができないなら、受理しないものとする。</p> <p>(3) 提出日の確定：その他の書類の提出日の確定は、本章第2.3.1節第(3)項の規定を参照する。</p> <p>(4) 書類受取受領書の交付：当事者が受理窓口で提出した書類については、書類情報の照合を経た後に、専利局が書類受取受領書を交付し、受領書には受理部門の受領日を明記しなければならない。当事者が郵送方式により書類を提出する場合、専利局は書類受取受領書を発行しない。</p>
---	--	---

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>と送付日付を押し、包袋に保管しなければならない。当事者が書類を提出すると同時には、書類リストを添付していない場合、或いは添付した書類リストが2部以下である場合、書類受取受領書を発行しない。当事者が郵送方式により書類を提出する場合、専利局は書類受取受領書を発行しない。</p> <p>専利代理機構が書類を一括提出しており、かつ書類リストを提供してある場合、その書類リストは受理部門で確認を受け、署名・押印した後に、うち1部を受領書として専利代理機構に提出し、もう1部をファイルに保管する。</p> <p>(5) データの採取と文書のスキヤニング：書類の類型、部数、頁数と書類コードなどすべての関連データを採取し、書類をスキヤンして、データベースに保存する。</p>	<p>ない。当事者が書類を提出すると同時には、書類リストを添付していない場合、或いは添付した書類リストが2部以下である場合、書類受取受領書を発行しない。当事者が受理窓口で提出した書類については、書類情報の照合を経た後に、専利局が書類受取受領書を交付し、受領書には受理部門の受領日を明記しなければならない。当事者が郵送方式により書類を提出する場合、専利局は書類受取受領書を発行しない。</p> <p>専利代理機構が書類を一括提出しており、かつ書類リストを提供してある場合、その書類リストは受理部門で確認を受け、署名・押印した後に、うち1部を受領書として専利代理機構に提出し、もう1部をファイルに保管する。</p> <p>—(5) データの採取と文書のスキヤニング：書類の類型、部数、頁数と書類コードなどすべての関連データを採取し、書類をスキヤンして、データベースに保存する。</p>	
<p>第五部第三章</p> <p>4. 出願日の訂正</p> <p>専利局受理処は出願人からの出願日訂正請求</p>	<p>第五部第三章</p> <p>4. 出願日の訂正</p> <p>専利局受理処は出願人からの出願日訂正請求</p>	<p>第五部第三章</p> <p>4. 出願日の訂正</p> <p>専利局は出願人からの出願日訂正請求を受け</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>を受けた後に、訂正請求で以下に挙げる規定事項に合致しているか否かを調査しなければならない。</p> <p>(1) 専利出願書類の提出日から起算する2ヶ月以内、若しくは出願人が専利出願受理通知書を受け取ってから1ヶ月以内に提出していること。</p> <p>(2) 専利出願書類を郵送した郵便局から発行された発送日に関する有効証明が添付されており、当該証明において明記された郵送書留番号と請求書に記録された書留番号と一致していること。</p> <p>前述の規定に合致している場合は、出願日の訂正を行うものとし、そうでない場合は出願日の訂正をしない。</p> <p>出願日の訂正を許可した場合には、出願日再確定通知書を作成して、出願人に送付するとともに、関連のデータを修正しなければならない。出願日の訂正をしない場合には、この出願日訂</p>	<p>を受けた後に、訂正請求で以下に挙げる規定事項に合致しているか否かを調査しなければならない。</p> <p>(1) 専利出願書類の提出日から起算する2ヶ月以内、若しくは出願人が専利出願受理通知書を受け取っている日<u>から</u>1ヶ月以内に提出していること。</p> <p>(2) 専利出願書類を郵送した郵便局から発行された発送日に関する有効証明が添付されており、当該証明において明記された郵送書留番号と請求書に記録された書留番号と一致していること。</p> <p><u>出願日訂正請求が規定に合致する場合は、審査官は訂正修正通知書を交付しなければならない。規定に合致しない場合は、審査官は未提出とみなす通知書を交付し、かつ理由を説明しなければならない。</u></p> <p>前述の規定に合致している場合は、出願日の訂正を行うものとし、そうでない場合は出願日の訂正をしない。</p> <p>出願日の訂正を許可した場合には、出願日再確定通知書を作成して、出願人に送付するとと</p>	<p>た後に、訂正請求で以下に挙げる規定事項に合致しているか否かを調査しなければならない。</p> <p>(1) 専利出願書類の提出日から起算する2ヶ月以内、若しくは出願人が専利出願受理通知書を受け取っている日<u>から</u>1ヶ月以内に提出していること。</p> <p>(2) 専利出願書類を郵送した郵便局から発行された発送日に関する有効証明が添付されており、当該証明において明記された郵送書留番号と請求書に記録された書留番号と一致していること。</p> <p>出願日訂正請求が規定に合致する場合は、審査官は訂正修正通知書を交付しなければならない。規定に合致しない場合は、審査官は未提出とみなす通知書を交付し、かつ理由を説明しなければならない。</p>
---	--	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>正請求について未提出とみなす通知書を発行し、理由を説明しなければならない。</p>	<p>もに、関連のデータを修正しなければならない。出願目の訂正をしない場合には、この出願目訂正請求について未提出とみなす通知書を発行し、理由を説明しなければならない。</p>	
<p>第五部分第三章 5. 受理手続における誤りの訂正 専利局受理処又は代行処の受理作業にあった誤りは、一旦発現されれば、直ちにこれを訂正するものとし、補正訂正通知書を発行するとともに、関連のデータを修正しなければならない。専利局内で各審査部門まで間違っ て送付された書類については、直ちに受理処まで返送し、返送理由を明記しなければならない。</p>	<p>第五部分第三章 5. 受理手続における誤りの訂正 専利局受理処又は代行処の受理作業にあった誤りは、一旦発現されれば、直ちにこれを訂正するものとし、補正訂正通知書を発行するとともに、関連のデータを修正しなければならない。 <u>訂正により納付すべき費用の金額に影響が及ぶ場合は、当事者は本部分第二章第4.2.4.3節に規定される手続に従い、費用に関する事務手続を行わなければならない。</u> 専利局内で各審査部門まで間違っ て送付された書類については、直ちに受理処まで返送し、返送理由を明記しなければならない。</p>	<p>第五部分第三章 5. 受理手続における誤りの訂正 専利局受理処又は代行処の受理作業にあった誤りは、一旦発現されれば、直ちにこれを訂正しなければならない。 訂正により納付すべき費用の金額に影響が及ぶ場合は、当事者は本部分第二章第4.2.4.3節に規定される手続に従い、費用に関する事務手続を行わなければならない。 専利局内で各審査部門まで間違っ て送付された書類については、直ちに受理処まで返送し、返送理由を明記しなければならない。</p>
<p>第五部分第三章 6. 照会 専利局受理処に書類受取登記簿を設置する。当事者が専利局受理処又は専利局代行処による</p>	<p>第五部分第三章 6. 照会 専利局受理部門は、<u>書類を受け取った後に書類の提出方式、提出日時、包袋番号又は書留番</u></p>	<p>第五部分第三章 6. 照会 専利局受理部門は、書類を受け取った後に書類の提出方式、提出日時、包袋番号又は書留番</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>書類受取受領書、或いは受理通知書を提供することができる場合を除き、書類受取登記簿上の記載を基準とする。</p> <p>照会の時効は当該書類の提出日から起算する1年とする。</p>	<p>号などの情報を記録しなければならない。<u>受理処に書類受取登記簿を設置する。</u>当事者が専利局受理処又は専利局代行処による書類受取受領書、或いは受理通知書を提供することができる場合を除き、<u>書類受取登記簿上の記載記録</u>を基準とする。</p> <p>照会の時効は当該書類の提出日から起算する1年とする。</p>	<p>号などの情報を記録しなければならない。当事者が専利局受理処又は専利局代行処による書類受取受領書、或いは受理通知書を提供することができる場合を除き、<u>書類受取登記記録</u>を基準とする。</p> <p>照会の時効は当該書類の提出日から起算する1年とする。</p>
<p>第五部分第五章</p> <p>3.1 出願人が秘密保持請求を提出した場合の秘密保持確定</p> <p>3.1.1 秘密保持請求の提出</p> <p>出願人は、その発明或いは実用新案の専利出願が国家の安全又は重大な利益に係るもので、秘密保持が必要であると判断した場合は、専利出願の提出と同時に、願書において秘密保持の請求を明記すべきであって、その願書は紙形式で提出しなければならない。出願人はまた、発明専利出願が公開の準備段階に入る前、或いは実用新案専利出願が査定公告準備段階に入る前に、秘密保持請求を申し立ててもよい。</p> <p>秘密保持請求を申し立てる前から、その出願</p>	<p>第五部分第五章</p> <p>3.1 出願人が秘密保持請求を提出した場合の秘密保持確定</p> <p>3.1.1 秘密保持請求の提出</p> <p>出願人は、その発明或いは実用新案の専利出願が国家の安全又は重大な利益に係るもので、秘密保持が必要であると判断した場合は、専利出願の提出と同時に、願書において秘密保持の請求を明記すべきであって、その願書は紙形式で提出しなければならない。出願人はまた、発明専利出願が公開の準備段階に入る前、或いは実用新案専利出願が査定公告準備段階に入る前に、秘密保持請求を申し立ててもよい。</p> <p>秘密保持請求を申し立てる前から、その出願</p>	<p>第五部分第五章</p> <p>3.1 出願人が秘密保持請求を提出した場合の秘密保持確定</p> <p>3.1.1 秘密保持請求の提出</p> <p>出願人は、その発明或いは実用新案の専利出願が国家の安全又は重大な利益に係るもので、秘密保持が必要であると判断した場合は、専利出願の提出と同時に、願書において秘密保持の請求を明記すべきであって、その願書は紙形式で提出しなければならない。出願人はまた、発明専利出願が公開の準備段階に入る前、或いは実用新案専利出願が査定公告準備段階に入る前に、秘密保持請求を申し立ててもよい。</p> <p>秘密保持請求を申し立てる前から、その出願</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>内容が国家の安全又は重大な利益に関連しており、秘密保持が必要であると確定した場合、出願人は関連部門による秘密等級確定に係る文書を提出すべきである。</p>	<p>内容が国家の安全又は重大な利益に関連しており、秘密保持が必要であると確定した場合、出願人は<u>関連部門による秘密等級確定の権限を有する機関、事業体が発行した秘密保持証明資料に係る文書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>秘密保持証明資料には、発明創造の名称、出願者の氏名若しくは名称、秘密等級、秘密保持期限、秘密保持の原因及び秘密保持の要点、秘密等級確定の責任者、秘密等級確定機関又は機構の連絡担当者及び電話番号、出願人の秘密事項通信住所及び秘密等級確定日時を明記しなければならない。当該書類には、さらに秘密等級確定機関又は機構の公印を押印しなければならない。</u></p>	<p>内容が国家の安全又は重大な利益に関連しており、秘密保持が必要であると確定した場合、出願人は秘密等級確定の権限を有する機関、事業体が発行した秘密保持証明資料を提出しなければならない。</p> <p>秘密保持証明資料には、発明創造の名称、出願者の氏名若しくは名称、秘密等級、秘密保持期限、秘密保持の原因及び秘密保持の要点、秘密等級確定の責任者、秘密等級確定機関又は機構の連絡担当者及び電話番号、出願人の秘密事項通信住所及び秘密等級確定日時を明記しなければならない。当該書類には、さらに秘密等級確定機関又は機構の公印を押印しなければならない。</p>
<p>第五部分第五章</p> <p>3.1.2 秘密保持の確定</p> <p>審査官は秘密保持の基準に従って専利出願について審査を行い、種々の異なる情況に基づいて秘密保持の必要があるか否かを確定する。</p> <p>(1) 専利出願の内容が国防上の利益に係る場合、国防専利局で秘密保持の確定作業を実施する。秘密保持の必要があるものは、遅滞なく国</p>	<p>第五部分第五章</p> <p>3.1.2 秘密保持の確定</p> <p>審査官は秘密保持の基準に従って専利出願について審査を行い、種々の異なる情況に基づいて秘密保持の必要があるか否かを確定する。</p> <p>(1) 専利出願の内容が国防上の利益に係る場合、国防専利知識産権局で秘密保持の確定作業を実施する。秘密保持の必要があるものは、遅</p>	<p>第五部分第五章</p> <p>3.1.2 秘密保持の確定</p> <p>審査官は秘密保持の基準に従って専利出願について審査を行い、種々の異なる情況に基づいて秘密保持の必要があるか否かを確定する。</p> <p>(1) 専利出願の内容が国防上の利益に係る場合、国防知識産権局で秘密保持の確定作業を実施する。秘密保持の必要があるものは、遅滞な</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>防専利局に移管して審査を行わなければならない、審査官は出願人に、専利出願の国防専利局移管通知書を送付する。秘密保持の必要がないものは、審査官は出願人に、当該専利出願を秘密保持の対象とせず、一般の専利出願として取り扱う旨の秘密保持審査許可通知書を送付する。</p>	<p>滞なく国防専利知識産権局に移管して審査を行わなければならない、審査官は出願人に、専利出願の国防専利知識産権局移管通知書を送付する。秘密保持の必要がないものは、審査官は出願人に、当該専利出願を秘密保持の対象とせず、一般の専利出願として取り扱う旨の秘密保持審査許可通知書を送付する。</p>	<p>く国防知識産権局に移管して審査を行わなければならない、審査官は出願人に、専利出願の国防知識産権局移管通知書を送付する。秘密保持の必要がないものは、審査官は出願人に、当該専利出願を秘密保持の対象とせず、一般の専利出願として取り扱う旨の秘密保持審査許可通知書を送付する。</p>
<p>第五部分第五章 3.2 専利局が自ら行う秘密保持の確定 ……</p> <p>すでに秘密保持専利出願と確定された電子出願について、国家の安全又は重大な利益に係るもので、秘密保持が必要な場合、審査官は当該専利出願を紙形式に転換した上で出願人に連絡する。出願人はそれ以降、専利局或いは国防専利局に対して紙形式で各種の文書を提出するものとし、電子専利出願システムを介した文書提出をしてはならない。</p>	<p>第五部分第五章 3.2 専利局が自ら行う秘密保持の確定 ……</p> <p>すでに秘密保持専利出願と確定された電子出願について、国家の安全又は重大な利益に係るもので、秘密保持が必要な場合、審査官は当該専利出願を紙形式に転換した上で出願人に連絡する。出願人はそれ以降、専利局或いは国防専利知識産権局に対して紙形式で各種の文書を提出しなければならないとするものとし、電子専利出願システムを介した文書提出をしてはならない。</p>	<p>第五部分第五章 3.2 専利局が自ら行う秘密保持の確定 ……</p> <p>すでに秘密保持専利出願と確定された電子出願について、審査官は当該専利出願を紙形式に転換した上で出願人に連絡する。出願人はそれ以降、専利局或いは国防知識産権局に対して紙形式で各種の文書を提出しなければならない。</p>
<p>第五部分第五章 4. 秘密保持専利出願の審査許可の流れ</p>	<p>第五部分第五章 4. 秘密保持専利出願の審査許可の流れ</p>	<p>第五部分第五章 4. 秘密保持専利出願の審査許可の流れ</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>(1) 国防上の利益に係り、秘密保持が必要な専利出願は、国防専利局で審査する。審査した結果、拒絶理由を発見しないものは、専利局が国防専利局の審査意見に従って国防専利権の付与を決定し、そして国防専利局に国防専利権証書の発行を依頼するとともに、専利公報において国防専利の専利番号や出願日、授権公告日を公告する。</p> <p>国防専利複審委員会で国防専利権の無効宣告決定を行った場合、専利局は専利公報において専利番号や授権公告日、無効宣告決定番号、無効宣告決定日を公告する。</p>	<p>(1) 国防上の利益に係り、秘密保持が必要な専利出願は、国防<u>専利知識産権局</u>で審査する。審査した結果、拒絶理由を発見しないものは、専利局が国防<u>専利知識産権局</u>の審査意見に従って国防専利権の付与を決定し、そして国防<u>専利知識産権局</u>に国防専利権証書の発行を依頼するとともに、専利公報において国防専利の専利番号や出願日、授権公告日を公告する。</p> <p>国防<u>知識産権局</u>専利複審委員会で国防専利権の無効宣告決定を行った場合、専利局は専利公報において専利番号や授権公告日、無効宣告決定番号、無効宣告決定日を公告する。</p>	<p>(1) 国防上の利益に係り、秘密保持が必要な専利出願は、国防知識産権局で審査する。審査した結果、拒絶理由を発見しないものは、専利局が国防知識産権局の審査意見に従って国防専利権の付与を決定し、そして国防知識産権局に国防専利権証書の発行を依頼するとともに、専利公報において国防専利の専利番号や出願日、授権公告日を公告する。</p> <p>国防知識産権局専利複審委員会で国防専利権の無効宣告決定を行った場合、専利局は専利公報において専利番号や授権公告日、無効宣告決定番号、無効宣告決定日を公告する。</p>
<p>第五部分第五章 なし</p>	<p>第五部分第五章 5.4 国防専利の秘密指定解除の受理及び処理 <u>専利局は、国防知識産権局から移行され、秘密指定が解除された国防専利を受理した後は、当該専利について直ちに秘密指定解除公告を行い、発明専利の単行本を発行し、かつ当該専利を一般専利に移行して管理を行わなければならない。</u></p>	<p>第五部分第五章 5.4 国防専利の秘密指定解除の受理及び処理 専利局は、国防知識産権局から移行され、秘密指定が解除された国防専利を受理した後は、当該専利について直ちに秘密指定解除公告を行い、発明専利の単行本を発行し、かつ当該専利を一般専利に移行して管理を行わなければならない。</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>第五部分第六章</p> <p>1. 通知と決定の発生</p> <p>1.1 通知と決定</p> <p>専利出願の審査許可手続、復審手続、無効宣告手続及び専利法とその実施細則で規定されたその他の手続において、審査官は状況により各種の通知や決定を行う。これらの通知と決定は主に、専利出願受理通知書、審査意見通知書、補正通知書、手続合格通知書、みなし取下げ通知書、権利回復請求審査許可通知書、発明専利出願の実体審査請求期限満了前通知書、費用納付通知書、費用軽減・延長審査許可通知書、発明専利出願方式審査合格通知書、発明専利出願公開通知書、発明専利出願の実体審査段階移行通知書、発明専利権付与通知書、実用新案権付与通知書、意匠権付与通知書、登記手続実行通知書、専利権取得みなし放棄通知書、専利権終了通知書、拒絶査定、復審決定書、無効宣告審査決定などが含まれる。</p>	<p>第五部分第六章</p> <p>1. 通知と決定の発生</p> <p>1.1 通知と決定</p> <p>専利出願の審査許可手続、復審手続、無効宣告手続及び専利法とその実施細則で規定されたその他の手続において、審査官は状況により各種の通知や決定を行う。これらの通知と決定は主に、専利出願受理通知書、審査意見通知書、補正通知書、手続合格通知書、みなし取下げ通知書、権利回復請求審査許可通知書、発明専利出願の実体審査請求期限満了前通知書、費用納付通知書、費用軽減・延長減免審査許可通知書、発明専利出願方式審査合格通知書、発明専利出願公開通知書、発明専利出願の実体審査段階移行通知書、発明専利権付与通知書、実用新案権付与通知書、意匠権付与通知書、登記手続実行通知書、専利権取得みなし放棄通知書、専利権終了通知書、拒絶査定、復審決定書、無効宣告審査決定などが含まれる。</p>	<p>第五部分第六章</p> <p>1. 通知と決定の発生</p> <p>1.1 通知と決定</p> <p>専利出願の審査許可手続、復審手続、無効宣告手続及び専利法とその実施細則で規定されたその他の手続において、審査官は状況により各種の通知や決定を行う。これらの通知と決定は主に、専利出願受理通知書、審査意見通知書、補正通知書、手続合格通知書、みなし取下げ通知書、権利回復請求審査許可通知書、発明専利出願の実体審査請求期限満了前通知書、費用納付通知書、費用軽減減免審査許可通知書、発明専利出願方式審査合格通知書、発明専利出願公開通知書、発明専利出願の実体審査段階移行通知書、発明専利権付与通知書、実用新案権付与通知書、意匠権付与通知書、登記手続実行通知書、専利権取得みなし放棄通知書、専利権終了通知書、拒絶査定、復審決定書、無効宣告審査決定などが含まれる。</p>
<p>第五部分第六章</p> <p>1.2 通知と決定の作成</p> <p>通知と決定の作成にあたって、専利法とその</p>	<p>第五部分第六章</p> <p>1.2 通知と決定の作成</p> <p>通知と決定の作成にあたって、専利法とその</p>	<p>第五部分第六章</p> <p>1.2 通知と決定の作成</p> <p>通知と決定の作成にあたって、専利法とその</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>実施細則及び本指南の関連規定に合致しなければならない。</p> <p>本指南でその他の章・節において専ら定めたものを除き、通知と決定は一般的に、受取人情報、記載事項、通知又は決定の内容、署名及び/又は押印、発行日を含めなければならない。</p> <p>うち、</p> <p>(1) 受取人情報は、受取人の住所、郵便番号、受取人の氏名を含む。</p> <p>(2) 記載事項は、出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称、出願人（又は専利権者）全員の氏名又は名称を含む。無効や中止手続における通知書であれば、請求人全員の氏名又は名称も含めなければならない。</p> <p>(3) 通知又は決定の内容は、通知又は決定の名称及び正文を含む。当事者にとって不利益となる通知又は決定を行った際には理由を説明し、必要な場合は、後続の法的手続を明記しなければならない。</p> <p>(4) 署名及び/又は押印：通知と決定には、審査官の署名又は押印がなければならない。審査確認の必要がある場合は、審査確認係も署名</p>	<p>実施細則及び本指南の関連規定に合致しなければならない。</p> <p>本指南でその他の章・節において専ら定めたものを除き、通知と決定は一般的に、受取人情報、記載事項、通知又は決定の内容、署名及び/又は押印、発行日を含めなければならない。</p> <p>うち、</p> <p>(1) 受取人情報は、受取人の住所、郵便番号、受取人の氏名を含む。</p> <p>(2) 記載事項は、出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称、出願人（又は専利権者）全員の氏名又は名称を含む。無効や中止手続における通知書であれば、請求人全員の氏名又は名称も含めなければならない。</p> <p>(3) 通知又は決定の内容は、通知又は決定の名称及び正文を含む。当事者にとって不利益となる通知又は決定を行った際には理由を説明し、必要な場合は、後続の法的手続を明記しなければならない。</p> <p>(4) 署名及び/又は押印：通知と決定には、審査官の署名又は押印がなければならない。審査確認の必要がある場合は、審査確認係<u>の</u>も署名</p>	<p>実施細則及び本指南の関連規定に合致しなければならない。</p> <p>本指南でその他の章・節において専ら定めたものを除き、通知と決定は一般的に、受取人情報、記載事項、通知又は決定の内容、署名及び押印、発行日を含めなければならない。うち</p> <p>(1) 受取人情報は、受取人の住所、郵便番号、受取人の氏名を含む。</p> <p>(2) 記載事項は、出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称、出願人（又は専利権者）全員の氏名又は名称を含む。無効や中止手続における通知書であれば、請求人全員の氏名又は名称も含めなければならない。</p> <p>(3) 通知又は決定の内容は、通知又は決定の名称及び正文を含む。当事者にとって不利益となる通知又は決定を行った際には理由を説明し、必要な場合は、後続の法的手続を明記しなければならない。</p> <p>(4) 署名及び押印：通知と決定には、審査官の署名がなければならない。審査確認の必要がある場合は、審査確認係の署名がなければならない。出される通知と決定には、国家知識産権</p>
---	---	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>又は押印をしなければならない。出される通知と決定には、国家知識産権局又は国家知識産権局専利復審委員会の審査業務章を押さなければならない。</p>	<p>名又は押印を<u>が</u>しなければならない。出される通知と決定には、国家知識産権局又は国家知識産権局専利復審委員会の<u>関連</u>審査業務章を押さなければならない。</p>	<p>局の関連審査業務章を押さなければならない。</p>
<p>第五部分第六章 3. 返送書類の処理と書類の照会 3.2 書類の照会 郵送ルート照会時効は発行日から起算する10ヶ月間とする。</p>	<p>第五部分第六章 3. 返送書類の処理と書類の照会 3.2 書類の照会 郵送ルート照会時効は発行日から起算して <u>1</u>年 <u>10</u>ヶ月間とする。</p>	<p>第五部分第六章 3. 返送書類の処理と書類の照会 3.2 書類の照会 郵送ルート照会時効は発行日から起算して 1年間とする。</p>
<p>第五部分第七章 6. 権利の回復 6.2 手続 専利法実施細則6条2項の規定に基づいた権利回復の請求は、専利局又は専利復審委員会の処分決定を受け取った日から2ヶ月以内に権利回復請求書を提出して理由を説明すると同時に、権利回復請求費を納付しなければならない。専利法実施細則6条1項の規定に基づいた権利回復の請求は、障碍が取り除かれた日から起算する2ヶ月以内、遅くとも期限の満了日から起算す</p>	<p>第五部分第七章 6. 権利の回復 6.2 手続 専利法実施細則6条2項の規定に基づいた権利回復の請求は、専利局又は<u>専利復審委員会</u>の処分決定を受け取った日から2ヶ月以内、又は<u>再審請求期限の満了日から2ヶ月以内</u>に権利回復請求書を提出して理由を説明すると同時に、権利回復請求費を納付しなければならない。専利法実施細則6条1項の規定に基づいた権利回復の請求は、障碍が取り除かれた日から起算する2</p>	<p>第五部分第七章 6. 権利の回復 6.2 手続 専利法実施細則 6 条 2 項の規定に基づいた権利回復の請求は、専利局の処分決定を受け取った日から 2 ヶ月以内、又は再審請求期限の満了日から 2 ヶ月以内に権利回復請求書を提出して理由を説明すると同時に、権利回復請求費を納付しなければならない。専利法実施細則 6 条 1 項の規定に基づいた権利回復の請求は、障碍が取り除かれた日から起算する 2 ヶ月以内、遅く</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>る2年以内に、権利回復請求書を提出して理由を説明しなければならない。必要な場合は、関連の証明書類も添付しなければならない。</p>	<p>ヶ月以内、遅くとも期限の満了日から起算する2年以内に、権利回復請求書を提出して理由を説明しなければならない。必要な場合は、関連の証明書類も添付しなければならない。</p>	<p>ても期限の満了日から起算する2年以内に、権利回復請求書を提出して理由を説明しなければならない。必要な場合は、関連の証明書類も添付しなければならない。</p>
<p>第五部分第七章 8.3 審査の延期</p> <p>出願人は発明及び意匠専利の出願について審査延期請求を提出することができる。発明専利の審査延期請求は、出願人による実質的審査請求の提出と同時に提出されなければならないが、発明専利の審査延期請求は実質的審査請求の発効日から効力を生じる。意匠の審査延期請求は、出願人による意匠出願の提出と同時に提出されなければならない。延期の期限は、審査延期請求を提出し、発効した日から1年、2年又は3年とする。延期期限満了後は、当該出願は順序に従い審査を待つ。必要に応じ、専利局は自ら審査手続を開始し、かつ出願人に通知することができる。出願人の請求する審査延期期限は終了する。</p>	<p>第五部分第七章 8.3 審査の延期</p> <p>出願人は発明及び意匠専利の出願について審査延期請求を提出することができる。発明専利の審査延期請求は、出願人による実質的審査請求の提出と同時に提出されなければならないが、発明専利の審査延期請求は実質的審査請求の発効日から効力を生じる。意匠の審査延期請求は、出願人による意匠出願の提出と同時に提出されなければならない。延期の期限は、審査延期請求を提出し、発効した日から1年、2年又は3年とする。延期期限満了後は、当該出願は順序に従い審査を待つ。必要に応じ、専利局は自ら審査手続を開始し、かつ出願人に通知することができる。出願人の請求する審査延期期限は終了する。</p> <p><u>同一出願人が同じ日に（出願日のみを指す）、同様の発明創造について実用新案を出願し、発</u></p>	<p>第五部分第七章 8.3 審査の延期</p> <p>出願人は発明及び意匠専利の出願について審査延期請求を提出することができる。発明専利の審査延期請求は、出願人による実質的審査請求の提出と同時に提出されなければならないが、発明専利の審査延期請求は実質的審査請求の発効日から効力を生じる。意匠の審査延期請求は、出願人による意匠出願の提出と同時に提出されなければならない。延期の期限は、審査延期請求を提出し、発効した日から1年、2年又は3年とする。延期期限満了後は、当該出願は順序に従い審査を待つ。必要に応じ、専利局は自ら審査手続を開始し、かつ出願人に通知することができる。出願人の請求する審査延期期限は終了する。</p> <p>同一出願人が同じ日に（出願日のみを指す）、同様の発明創造について実用新案を出願し、発</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	明も出願する場合は、 <u>すでに専利権を取得している実用新案に対応する発明専利について審査の延期を行う。</u>	明も出願する場合は、すでに専利権を取得している実用新案に対応する発明専利について審査の延期を行う。
第五部分第八章 1.1 専利公報の種類 専利局で編集、出版される専利公報に、発明専利公報、実用新案専利公報と意匠専利公報がある。専利公報は刊行物の形式で発行されるとともに、電子公報の形式で国家知識産権局オフィシャルウェブサイトにおいて公表されるか、若しくは専利局が規定したその他の形式で公表される。専利公報は年間計画に沿って出版される。3種の専利公報は週に1期ずつ出版される。	第五部分第八章 1.1 専利公報の種類 専利局で編集、出版される専利公報に、発明専利公報、実用新案専利公報と意匠専利公報がある。専利公報は <u>電子公報の形式、刊行物の形式、刊行物の形式</u> で発行されるとともに、 <u>電子公報の形式で国家知識産権局オフィシャルウェブサイトにおいて公表されるか、又は専利局が規定したその他の形式で公表される。電子公報は、国家知識産権局オフィシャルサイトにおいて公表される。3種の専利公報は年間計画に沿ってそれぞれ定期的に出版される。</u> 3種の専利公報は週に1期ずつ出版される。	第五部分第八章 1.1 専利公報の種類 専利局で編集、出版される専利公報に、発明専利公報、実用新案専利公報と意匠専利公報がある。専利公報は電子公報の形式、刊行物の形式、又は専利局が規定したその他の形式で公表される。電子公報は、国家知識産権局オフィシャルサイトにおいて公表される。3種の専利公報は年間計画に沿ってそれぞれ定期的に出版される。
2. 専利出願及び専利の単行本 専利局で単行本の編集、出版を行う。専利出願及び専利の単行本は週に1回、対応した専利公報と同日に出版される。	2. 専利出願及び専利の単行本 専利局で単行本の編集、出版を行う。 <u>専利出願及び専利の単行本は定期的に週に1回、対応した専利公報と同日に出版される。</u>	2. 専利出願及び専利の単行本 専利出願及び専利の単行本は定期的に対応した専利公報と同日に出版される。
第五部分第八章	第五部分第八章	第五部分第八章

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>1.2.1 発明専利公報</p> <p>1.2.1.2 発明専利権の付与</p> <p>発明専利の出願人が、専利局による専利権付与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利登録費、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後に、当該専利出願が授權公告の準備に移行されて、公告される。</p> <p>……</p>	<p>1.2.1 発明専利公報</p> <p>1.2.1.2 発明専利権の付与</p> <p>発明専利の出願人が、専利局による専利権付与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利登録費、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後に、当該専利出願が授權公告の準備に移行されて、公告される。</p> <p>……</p>	<p>1.2.1 発明専利公報</p> <p>1.2.1.2 発明専利権の付与</p> <p>発明専利の出願人が、専利局による専利権付与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後に、当該専利出願が授權公告の準備に移行されて、公告される。</p> <p>……</p>
<p>第五部分第八章</p> <p>1.2.2 実用新案専利公報</p> <p>1.2.2.1 実用新案権の付与</p> <p>実用新案専利の出願人が専利局による専利権付与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利登録費、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後に、当該登録の出願は授權公告の準備に移行されて、公告される。</p> <p>……</p>	<p>第五部分第八章</p> <p>1.2.2 実用新案専利公報</p> <p>1.2.2.1 実用新案権の付与</p> <p>実用新案専利の出願人が専利局による専利権付与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利登録費、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後に、当該登録の出願は授權公告の準備に移行されて、公告される。</p> <p>……</p>	<p>第五部分第八章</p> <p>1.2.2 実用新案専利公報</p> <p>1.2.2.1 実用新案権の付与</p> <p>実用新案専利の出願人が専利局による専利権付与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後に、当該登録の出願は授權公告の準備に移行されて、公告される。</p> <p>……</p>
<p>第五部分第八章</p> <p>1.2.3 意匠専利公報</p> <p>1.2.3.1 意匠権の付与</p> <p>意匠専利の出願人が、専利局による専利権付</p>	<p>第五部分第八章</p> <p>1.2.3 意匠専利公報</p> <p>1.2.3.1 意匠権の付与</p> <p>意匠専利の出願人が、専利局による専利権付</p>	<p>第五部分第八章</p> <p>1.2.3 意匠専利公報</p> <p>1.2.3.1 意匠権の付与</p> <p>意匠専利の出願人が、専利局による専利権付</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利登録費、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後に、当該登録の出願は授權公告の準備に移行されて、公告される。</p> <p>……</p>	<p>与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利登録費、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後に、当該登録の出願は授權公告の準備に移行されて、公告される。</p> <p>……</p>	<p>与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後に、当該登録の出願は授權公告の準備に移行されて、公告される。</p> <p>……</p>
<p>第五部分第八章</p> <p>1. 専利公報</p> <p>1.3.2.7 専利権抵当契約の登記の発効、変更と抹消</p> <p>専利権抵当契約の登記発効の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登記番号、抵当契約の登記発効日、質入人、抵当権者、発明の名称、出願日、授權公告日を含む。</p> <p>専利権抵当契約の登記変更の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登記番号、変更日、変更事項（質入人、抵当権者）及び変更前・後の内容を含む。</p> <p>専利権抵当契約の登記抹消の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登記番号、質入人、抵当権者、出願日、授權公告日、抵当契約の登記抹消日を含む。</p>	<p>第五部分第八章</p> <p>1. 専利公報</p> <p>1.3.2.7 専利権抵当契約の登記の発効、変更と抹消</p> <p>専利権抵当契約の登記発効の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登記番号、抵当契約の登記発効日、質入人、抵当権者、発明の名称、出願日、授權公告日を含む。</p> <p>専利権抵当契約の登記変更の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登記番号、変更日、変更事項（質入人、抵当権者）及び変更前・後の内容を含む。</p> <p>専利権抵当契約の登記抹消の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登記番号、質入人、抵当権者、出願日、授權公告日、抵当契約の登記抹消日を含む。</p>	<p>第五部分第八章</p> <p>1. 専利公報</p> <p>1.3.2.7 専利権抵当登記の発効、変更と抹消</p> <p>専利権抵当登記の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登記番号、抵当登記日、質入人、抵当権者、発明の名称、出願日、授權公告日を含む。</p> <p>専利権抵当登記変更の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登記番号、変更日、変更事項（質入人、抵当権者）及び変更前・後の内容を含む。</p> <p>専利権抵当登記抹消の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登記番号、質入人、抵当権者、出願日、授權公告日、抹消日を含む。</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>第五部分第九章</p> <p>1.1.3 登記手続</p> <p>登記手続を行う際に、出願人は登記手続実行通知書において明記された費用額に従って専利登録費、専利権付与年（登記手続実行通知書において明記された年度）の年金、公告印刷費を納付すると同時に、専利証書印紙税も納付しなければならない。</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.1.3 登記手続</p> <p>登記手続を行う際に、出願人は登記手続実行通知書に記載されている要件において明記された費用額に従って専利登録費、専利権付与年（登記手続実行通知書において明記された年度）の年金、公告印刷費を納付すると同時に、専利証書印紙税も納付しなければならない。</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.1.3 登記手続</p> <p>登記手続を行う際に、出願人は登記手続実行通知書に記載されている要件に従って専利権付与年の年金を納付すると同時に、専利証書印紙税も納付しなければならない。</p>
<p>第五部分第九章</p> <p>1.1.4 専利証書の発行、登記と専利権付与の公告</p> <p>...</p> <p>出願人が登記手続を行った後に、専利局は専利証書を作製して、専利権付与登記及び専利権付与査定公告の準備を行わなければならない。専利証書の作製が完了した後に、本部分第六章第 2.1.1 節の規定に基づいて専利権者に送付する。特別な場合には、本部分第六章第 2.1.2 節の規定に基づいて直接に専利権者に送付してもよいとする。</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.1.4 専利証書の発行、登記と専利権付与の公告</p> <p>...</p> <p>出願人が登記手続を行った後に、専利局は専利証書を作製して、専利権付与登記及び専利権付与査定公告の準備を行わなければならない。<u>電子申請については、電子専利証明書を作成する。確かに必要がある場合は、電子申請ユーザは書面の専利証書 1 部の取得を請求することができる。書面申請については、書面の専利証書を作成する。</u>専利証書の作製が完了した後に、本部分第六章第 2.1.1 節の<u>対応した規定に基づいて</u>専利権者に送付する。特別な場合には、本</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.1.4 専利証書の発行、登記と専利権付与の公告</p> <p>...</p> <p>出願人が登記手続を行った後に、専利局は専利証書を作製して、専利権付与登記及び専利権付与査定公告の準備を行わなければならない。電子申請については、電子専利証明書を作成する。確かに必要がある場合は、電子申請ユーザは書面の専利証書 1 部の取得を請求することができる。書面申請については、書面の専利証書を作成する。専利証書が本部分第六章第 2.1.1 節の対応した規定に基づいて専利権者に送付する。</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	<p>部分第六章第 2.1.2 節の規定に基づいて直接に 専利権者に送付してもよいとする。</p>	
<p>第五部分第九章 1.2.1 専利証書の構成</p> <p>専利証書は証書の初頁と専利の単行本からなる。</p> <p>専利証書には、専利権に関連している重要な記載事項、国家知識産権局の表示マーク、局長の署名及び授権公告日などを記載しなければならない。</p> <p>記載事項に、専利証書番号（連番）、発明創造の名称、専利番号（即ち出願番号）、専利出願日、発明者又は設計者の氏名及び専利権者の氏名又は名称を含む。専利の記載事項が長い場合、1 頁の紙の中に記載することが難しい場合には、別紙を追加してよい。証書の中の専利の単行本の総頁数が 110 頁を超えると、第 101 頁からは別冊の形式で作製される。</p>	<p>第五部分第九章 1.2.1 専利証書の構成</p> <p>専利証書は証書の初頁と専利の単行本からなる。</p> <p>専利証書には、専利権に関連している重要な記載事項、国家知識産権局の表示マーク、局長の署名、<u>及び授権公告日及び授権広告番号</u>などを記載しなければならない。</p> <p>記載事項に、専利証書番号（連番）、発明創造の名称、専利番号（即ち出願番号）、専利出願日、発明者又は設計者の氏名、<u>及び専利権者の氏名又は名称、第一専利権者の住所、当該専利出願日の発明者又は設計者の氏名及び当該専利出願日の出願人の氏名又は名称など</u>を含む。専利の記載事項が長い場合、1 頁の紙の中に記載することが難しい場合には、別紙を追加してよい。証書の中の専利の単行本の総頁数が 110 頁を超えると、第 101 頁からは別冊の形式で作製される。</p>	<p>第五部分第九章 1.2.1 専利証書の構成</p> <p>専利証書には、専利権に関連している重要な記載事項、国家知識産権局の表示マーク、局長の署名、授権公告日及び授権広告番号などを記載しなければならない。</p> <p>記載事項に、専利証書番号（連番）、発明創造の名称、専利番号（即ち出願番号）、専利出願日、発明者又は設計者の氏名、専利権者の氏名又は名称、第一専利権者の住所、当該専利出願日の発明者又は設計者の氏名及び当該専利出願日の出願人の氏名又は名称などを含む。専利の記載事項が長い場合、1 頁の紙の中に記載することが難しい場合には、別紙を追加してよい。</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>第五部分第九章</p> <p>1.2.3 專利證書の交換</p> <p>專利權の帰属をめぐる紛争は、地方の知的財産権管理部門による調停、又は人民法院による調停或いは判決を受けた結果、請求人に專利權が返還された場合、当該調停又は判決の法的効力を生じた後、当事者は專利權者変更手續の合格後に、專利局に專利證書の交換を請求してよいとする。專利證書が破損した場合、專利權者は專利證書の交換を請求してよいとする。專利權の終了後に、專利局は專利證書の交換を行わないものとする。專利權の移転、專利權者の名義変更によって專利權者の氏名又は名称が変更になる場合、專利證書の交換を一切、行わないものとする。</p> <p>專利證書の交換請求にあたって、元の專利證書を返送し、手数料を納付しなければならない。專利局は專利證書の交換請求を受け取った後に、專利出願ファイルを確認しなければならない。規定に合致した場合には、專利證書を改めて作製して、当事者に送付する。交換後の證書は元の專利證書の様式、内容と一致しなければ</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.2.3 專利證書の交換</p> <p>專利權の帰属をめぐる紛争は、地方の知的財産権管理部門による調停、又は人民法院による調停或いは判決を受けた結果、請求人に專利權が返還された場合、当該調停又は判決の法的効力を生じた後、当事者は專利權者変更手續の合格後に、專利局に專利證書の交換を請求してよいとする。<u>書面の</u>專利證書が破損した場合、專利權者は<u>書面の</u>專利證書の交換を請求してよいとする。專利權の終了後に、專利局は專利證書の交換を行わないものとする。專利權の移転、專利權者の名義変更によって專利權者の氏名又は名称が変更になる場合、專利證書の交換を一切、行わないものとする。</p> <p>專利證書の交換を請求した場合にあたって、元の<u>書面の</u>專利證書を返送し、<u>手数料を納付</u>しなければならない。專利局は專利證書の交換請求を受け取った後に、專利出願ファイルを確認しなければならない。規定に合致した場合には、<u>專利證書を改めて作製して、当事者に送付し、かつ專利文書ファイル中に証書交換の情報を記</u></p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.2.3 專利證書の交換</p> <p>專利權の帰属をめぐる紛争は、地方の知的財産権管理部門による調停、又は人民法院による調停或いは判決を受けた結果、請求人に專利權が返還された場合、当該調停又は判決の法的効力を生じた後、当事者は專利權者変更手續の合格後に、專利局に專利證書の交換を請求してよいとする。書面の專利證書が破損した場合、專利權者は書面の專利證書の交換を請求してよいとする。專利權の終了後に、專利局は專利證書の交換を行わないものとする。專利權の移転、專利權者の名義変更によって專利權者の氏名又は名称が変更になる場合、專利證書の交換を一切、行わないものとする。</p> <p>專利證書の交換を請求した場合、元の書面の專利證書を返送しなければならない。專利局は專利證書の交換請求を受け取った後に、專利出願ファイルを確認しなければならない。規定に合致した場合には、專利證書を改めて作製して、当事者に送付し、かつ專利文書ファイル中に証書交換の情報を記録することができる。</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>ならない。元の証書は「交換済み」と記載して、 専利出願の包袋に保管する。</p>	<p><u>録することができる。する。交換後の証書は元の 専利証書の様式、内容と一致しなければならない。 元の証書は「交換済み」と記載して、専 利出願の包袋に保管する。</u></p>	
<p>第五部分第九章 1.2.4 専利証書における印刷ミスの訂正 専利証書において印刷ミスがある際に、専利 権者は当該証書を返送し、専利局に訂正するよ う請求してよいとする。印刷ミスであることを 専利局で確認した場合、これを訂正して、交換 された証書を専利権者に発行しなければならない。 元の証書は「交換済み」と記載して、専利 出願の包袋に保管する。 専利証書が紛失された場合は、専利局側に起 因したものを除き、再発行しないものとする。</p>	<p>第五部分第九章 1.2.4 専利証書における印刷ミスの訂正 専利証書において印刷ミスがある際に、専利 権者は当該証書を返送し、専利局に訂正するよ う請求してよいとする。<u>印刷ミスが存在する</u>ぞ <u>あることを専利局で確認した場合、これを訂正 して、交換された証書を専利権者に発行しなけ ればならない。元の証書は「交換済み」と記載 して、専利出願の包袋に保管する。元の専利証 書は無効とする旨を公告し、訂正後の専利証書 を発行する。</u> <u>専利権者が専利証書を紛失した</u>された場合 は、専利局側に起因したものを除き、再発行し ないものとする。<u>専利権者は、専利局に専利登 記簿の複本の発効を請求することができる。</u></p>	<p>第五部分第九章 1.2.4 専利証書におけるミスの訂正 専利証書においてミスがある際に、専利権者 は当該証書を返送し、専利局に訂正するよう請 求してよいとする。ミスが存在することを専利 局で確認した場合、元の専利証書は無効とする 旨を公告し、訂正後の専利証書を発行する。 専利権者が専利証書を紛失した場合は、再発 行しないものとする。専利権者は、専利局に専 利登記簿の複本の発効を請求することができ る。</p>
<p>第五部分第九章 2.2.2 終了</p>	<p>第五部分第九章 2.2.2 終了</p>	<p>第五部分第九章 2.2.2 終了</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>専利年金の滞納期間が満了になっても、専利年金又は滞納金を納付していない、或いは全額納付していない場合には、審査官は滞納期間の満了日から2ヶ月間経過した後に専利権終了通知書を出さなければならない。</p>	<p>専利年金の滞納期間が満了になっても、専利年金又は滞納金を納付していない、或いは全額納付していない場合には、審査官は滞納期間の満了日から2ヶ月間経過した後に専利権終了通知書を出さなければならない。</p>	<p>専利年金の滞納期間が満了になっても、専利年金又は滞納金を納付していない、或いは全額納付していない場合には、審査官は専利権終了通知書を出さなければならない。</p>
<p>第五部分第十一章</p> <p>2. 電子出願のユーザ</p> <p>電子出願のユーザとは、国家知識産権局と電子専利出願システムユーザ登録規約（以下、ユーザ登録規約と略称）を締結しており、関連の登録手続を行い、そしてユーザコードと暗証番号を取得している出願人及び専利代理機構をいう。</p> <p>2.1 電子出願の代表者</p> <p>出願人が2名以上で、そして専利代理機構には委任していない場合、電子出願を提出した電子出願ユーザを代表者とする。</p> <p>2.2 電子署名</p> <p>電子署名とは専利局における電子専利出願システムを介して提出、或いは発信される電子ファイルに付属するもので、署名者の身分を識別し、署名者の内容への承認を示すためのデータ</p>	<p>第五部分第十一章</p> <p>92. 電子出願のユーザ</p> <p>電子出願のユーザとは、国家知識産権局と専利電子出願システムユーザ登録規約（以下、ユーザ登録規約と略称）を締結しており、関連の登録手続を行い、そしてユーザコードと暗証番号を取得している出願人及び専利代理機構をいう。</p> <p>2.1 電子出願の代表者</p> <p>出願人が2名以上で、そして専利代理機構には委任していない場合、電子出願を提出した電子出願ユーザを代表者とする。</p> <p>2.2 電子署名</p> <p>電子署名とは専利局における電子専利出願システムを介して提出、或いは発信される電子ファイルに付属するもので、署名者の身分を識別し、署名者の内容への承認を示すためのデータ</p>	<p>第五部分第一章</p> <p>9. 電子出願のユーザ</p> <p>電子出願のユーザとは、国家知識産権局と専利電子出願システムユーザ登録規約（以下、ユーザ登録規約と略称）を締結しており、関連の登録手続を行い、そしてユーザコードと暗証番号を取得している出願人及び専利代理機構をいう。</p> <p>9.1 電子出願ユーザ登録</p> <p>電子出願ユーザ登録手続は、電子出願ウェブサイト上でオンラインでセルフサービスにより行わなければならない。電子出願ユーザは、中国国内に常時居住地又は営業所がなければならない。</p> <p>証明書番号をオンラインで照合できないなど の原因によりセルフサービスでの登録手続が行えない場合は、臨時ユーザとして登録した上</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>をいう。</p> <p>専利法実施細則 119 条 1 項にいう署名又は押印は、電子出願書類においては電子署名を指す。電子出願書類における電子署名は、紙書類における署名又は押印と同等な法的効力を有する。</p> <p>3. 電子出願ユーザ登録</p> <p>電子出願ユーザ登録方式に、対面登録、郵送登録及びオンライン登録を含む。</p> <p>電子出願ユーザ登録手続を行う際に、電子出願ユーザ登録請求書、署名又は押印が成されたユーザ登録規約1式2部及びユーザ登録証明書類を提出しなければならない。</p>	<p>をいう。</p> <p>専利法実施細則 119 条 1 項にいう署名又は押印は、電子出願書類においては電子署名を指す。電子出願書類における電子署名は、紙書類における署名又は押印と同等な法的効力を有する。</p> <p>39.1 電子出願ユーザ登録</p> <p>電子出願ユーザ登録方式に、対面登録、郵送登録及びオンライン登録を含む。</p> <p>電子出願ユーザ登録手続を行う際に、電子出願ユーザ登録請求書、署名又は押印が成されたユーザ登録規約1式2部及びユーザ登録証明書類を提出しなければならない。</p> <p><u>電子出願ユーザ登録手続は、電子出願ウェブサイト上でオンラインでセルフサービスにより行わなければならない。電子出願ユーザは、中国国内に常時居住地又は営業所がなければならない。</u></p> <p><u>証明書番号をオンラインで照合できないなどの原因によりセルフサービスでの登録手続が行えない場合は、臨時ユーザとして登録した上で、署名又は押印された登録証明書のコピーを提出し、かつコピー上に臨時登録コードを明記</u></p>	<p>で、署名又は押印された登録証明書のコピーを提出し、かつコピー上に臨時登録コードを明記しなければならない。</p> <p>9.2 臨時登録請求の審査</p> <p><u>臨時登録ユーザについては、提出した登録証明資料が規定に合致する場合は、審査官は電子出願登録請求審査承認通知書を交付すると同時に、ユーザコードを支給しなければならない。登録証明資料が規定に適合しない場合は、審査官は電子出願登録請求審査承認通知書を交付し、かつ登録しない理由を説明しなければならない。この際、登録証明資料は返還しないものとする。</u></p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>3.1 電子出願ユーザ登録請求書</p> <p>電子出願ユーザ登録請求書は、専利局で制定した標準様式表を採用しなければならない。請求書において、登録請求人の氏名又は名称、類型、証明書番号、国籍又は登録地、常時居住地又は営業所の所在地、詳細な住所と郵便番号を明記しなければならない。</p> <p>登録請求人が機構である場合には、請求書に担当者情報を明記しなければならない。</p> <p>3.2 ユーザ登録証明書類</p> <p>登録請求人が個人である場合、本人が署名又は押印した住民身分証明書のコピー又はその他の身分証明書類を提出しなければならない。登録請求人が機構である場合には、機構の社印が押してある企業営業許可証又は組織機構証のコピー、担当者の署名又は押印が成された身分証明書類のコピーを提出しなければならない。登録請求人が専利代理機構である場合には、専利代理機構の社印が押してある専利代理機構登録証のコピー、担当者の署名又は押印が成された身分証明書類のコピーを提出しなければならない。</p>	<p><u>しなければならない。</u></p> <p>3.1 電子出願ユーザ登録請求書</p> <p>電子出願ユーザ登録請求書は、専利局で制定した標準様式表を採用しなければならない。請求書において、登録請求人の氏名又は名称、類型、証明書番号、国籍又は登録地、常時居住地又は営業所の所在地、詳細な住所と郵便番号を明記しなければならない。</p> <p>登録請求人が機構である場合には、請求書に担当者情報を明記しなければならない。</p> <p>3.2 ユーザ登録証明書類</p> <p>登録請求人が個人である場合、本人が署名又は押印した住民身分証明書のコピー又はその他の身分証明書類を提出しなければならない。登録請求人が機構である場合には、機構の社印が押してある企業営業許可証又は組織機構証のコピー、担当者の署名又は押印が成された身分証明書類のコピーを提出しなければならない。登録請求人が専利代理機構である場合には、専利代理機構の社印が押してある専利代理機構登録証のコピー、担当者の署名又は押印が成された身分証明書類のコピーを提出しなければならない。</p>	
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>い。</p> <p>3.3 登録請求の審査</p> <p>登録資料を審査して合格となった場合、登録請求人に電子出願登録請求審査許可通知書と専利局が押印をしたユーザ登録規約1部を出すとともに、ユーザコードを付与しなければならない。対面登録の場合は、登録請求人がその場で暗証番号を設定する。郵送登録の場合は、電子出願登録請求審査許可通知書の中で登録請求人に暗証番号を知らせなければならない。オンライン登録の場合は、出願人が登録請求を提出する際に暗証番号を予備設定する。</p> <p>登録資料を審査して不合格となった場合、対面登録ならば、直接に登録請求人に登録しない理由を説明し、登録資料を受け付けないものとする。郵送登録及びオンライン登録の場合には、登録請求人に電子出願登録請求審査許可通知書を出し、通知書において登録しない理由を記載し、登録資料を返送しないものとする。</p>	<p>い。</p> <p>3.39.2 臨時登録請求の審査</p> <p>登録資料を審査して合格となった場合、登録請求人に電子出願登録請求審査許可通知書と専利局が押印をしたユーザ登録規約1部を出すとともに、ユーザコードを付与しなければならない。対面登録の場合は、登録請求人がその場で暗証番号を設定する。郵送登録の場合は、電子出願登録請求審査許可通知書の中で登録請求人に暗証番号を知らせなければならない。オンライン登録の場合は、出願人が登録請求を提出する際に暗証番号を予備設定する。</p> <p>登録資料を審査して不合格となった場合、対面登録ならば、直接に登録請求人に登録しない理由を説明し、登録資料を受け付けないものとする。郵送登録及びオンライン登録の場合には、登録請求人に電子出願登録請求審査許可通知書を出し、通知書において登録しない理由を記載し、登録資料を返送しないものとする。</p> <p><u>臨時登録ユーザについては、提出した登録証明資料が規定に合致する場合は、審査官は電子出願登録請求審査承認通知書を交付すると同時</u></p>	
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	<p><u>に、ユーザコードを支給しなければならない。</u></p> <p><u>登録証明資料が規定に適合しない場合は、審査官は電子出願登録請求審査承認通知書を交付し、かつ登録しない理由を説明しなければならない。この際、登録証明資料は返還しないものとする。</u></p>	
<p>第五部分第十一章</p> <p>3.4 電子出願ユーザ情報の変更</p> <p>登録ユーザの暗証番号、詳細な住所、郵便番号、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス及び情報のヒントづけなどの情報が変更となった場合に、登録ユーザは電子出願ウェブサイトログオンして、オンラインで変更を行わなければならない。</p> <p>登録ユーザの氏名又は名称、類型、証明書番号、国籍又は登録地、常時居住地又は営業所の所在地などの情報が変更となった場合に、登録ユーザは専利局に電子出願ユーザ登録情報変更請求書及び対応した証明書類を提出して、変更手続を行わなければならない。</p> <p>登録ユーザコードは変更しない。</p>	<p>第五部分第十一章</p> <p>39.43 電子出願ユーザ情報の変更</p> <p>登録ユーザの暗証番号、詳細な住所、郵便番号、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス携帯電話番号及び情報のヒントづけなどの情報が変更となった場合に、登録ユーザは電子出願ウェブサイトログオンして、オンラインで変更を行わなければならない。</p> <p>登録ユーザの氏名又は名称、類型、証明書番号、国籍又は登録地、常時居住地又は営業所の所在地などの情報が変更となった場合に、登録ユーザは専利局に電子出願ユーザ登録情報変更請求書及び対応した証明書類を提出して、変更手続を行わなければならない。</p> <p>登録ユーザコードは変更しない。</p> <p><u>ユーザ情報変更請求が規定に合致する場合</u></p>	<p>第五部分第一章</p> <p>9.3 電子出願ユーザ情報の変更</p> <p>登録ユーザの暗証番号、詳細な住所、郵便番号、携帯電話番号及び情報のヒントづけなどの情報が変更となった場合に、登録ユーザは電子出願ウェブサイトログオンして、オンラインで変更を行わなければならない。</p> <p>登録ユーザの氏名又は名称、類型、証明書番号、国籍又は登録地、常時居住地又は営業所の所在地などの情報が変更となった場合に、登録ユーザは専利局に電子出願ユーザ登録情報変更請求書及び対応した証明書類を提出して、変更手続を行わなければならない。</p> <p>登録ユーザコードは変更しない。</p> <p>ユーザ情報変更請求が規定に合致する場合は、審査官は電子出願登録請求審査承認通知書</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	<p><u>は、審査官は電子出願登録請求審査承認通知書を交付すると同時に、変更項目及び内容を明記しなければならない。ユーザ情報変更請求が規定に合致しない場合は、審査官は電子出願登録請求審査承認通知書を交付し、かつ変更しない理由を説明しなければならない。</u></p> <p>9.4 デジタル証明書の再発行</p> <p><u>電子出願ユーザのデジタル証明書に紛失が生じた場合、請求の取消により再発行した場合には、電子出願ユーザは専利局に電子出願ユーザ登録事務意見陳述書及びユーザの署名又は押印がなされた登録証明書のコピーを提出し、デジタル証明書の再発行手続を行わなければならない。</u></p> <p><u>請求資料が審査を経て合格であった場合は、専利局はデジタル証明書を再発行し、電子出願登録事務専用書簡を発行する。請求資料が審査を経て不合格であった場合は、電子出願登録事務専用書簡を発行し、かつ理由を説明する。</u></p>	<p>を交付すると同時に、変更項目及び内容を明記しなければならない。ユーザ情報変更請求が規定に合致しない場合は、審査官は電子出願登録請求審査承認通知書を交付し、かつ変更しない理由を説明しなければならない。</p> <p>9.4 デジタル証明書の再発行</p> <p>電子出願ユーザのデジタル証明書に紛失が生じた場合、請求の取消により再発行した場合には、電子出願ユーザは専利局に電子出願ユーザ登録事務意見陳述書及びユーザの署名又は押印がなされた登録証明書のコピーを提出し、デジタル証明書の再発行手続を行わなければならない。</p> <p>請求資料が審査を経て合格であった場合は、専利局はデジタル証明書を再発行し、電子出願登録事務専用書簡を発行する。請求資料が審査を経て不合格であった場合は、電子出願登録事務専用書簡を発行し、かつ理由を説明する。</p>
--	--	--

※本資料は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html